



ソラーレ通信 >>>

>>> 2021.12

発行 >>>

ソラーレ社会保険労務士法人 URL : <http://www.solare-sr.com>

〒140-0011 東京都品川区東大井 5-14-11 セントポールビル 7F

Tel > 03-6712-8889

Fax > 03-6712-8885

Mail > info1web3@solare-sr.com

CONTENTS >>>

1. 両立支援 > 治療と仕事の両立支援について
2. 安全衛生 > 裁量労働制の現況について
3. 提 供 > 経営に役立つビジネスレポート
4. コ ラ ム > ソラーレスタッフより

1. 両立支援

治療と仕事の両立支援について

近年では診断技術や治療方法の進歩により、「不治の病」とされていたがんなどについても「長く付き合う病気」に変化しました。このことから疾病を抱えた労働者について、治療と仕事の両立を支援する取り組みが必要となる場面は、更に増加することでしょう。本稿では治療と仕事の両立支援の導入と改正された傷病手当金の支給期間の見直し等、国の支援策の概要をご案内します。

1. 治療と仕事の両立支援の進め方について

厚生労働省では、治療と仕事が両立できるようにするための取組などをまとめた「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」を策定しています。これには、両立支援の留意事項から進め方、使用する様式例や疾病ごとの留意事項まで、幅広く支援についての情報が記載されています。本稿ではそのうち、両立支援の進め方の大枠部分だけ抜粋しお伝えいたします。

■ 両立支援の進め方

両立支援を必要とする労働者が、支援に必要な情報を収集して事業者へ提出

- ① 労働者からの情報が不十分な場合、産業医等又は人事労務担当者等が、労働者の同意を得た上で主治医から情報収集することも可能

- ② 事業者が、産業医等に対して収集した情報を提供し、就業継続の可否、就業上の措置及び治療に対する配慮に関する産業医等の意見を聴取

- ③ 事業者が、主治医及び産業医等の意見を勘案し、就業継続の可否を判断

- ④ 事業者が労働者の就業継続が可能と判断した場合、就業上の措置及び治療に対する配慮の内容・実施時期等を事業者が検討・決定し、実施

事業者が労働者の長期の休業が必要と判断した場合、休業開始前の対応・休業中のフォローアップを事業者が行うとともに、主治医や産業医等の意見、本人の意向、復帰予定の部署の意見等を総合的に勘案し、職場復帰の可否を事業者が判断した上で、職場復帰後の就業上の措置及び治療に対する配慮の内容・実施事項等を事業者が検討・決定し、実施

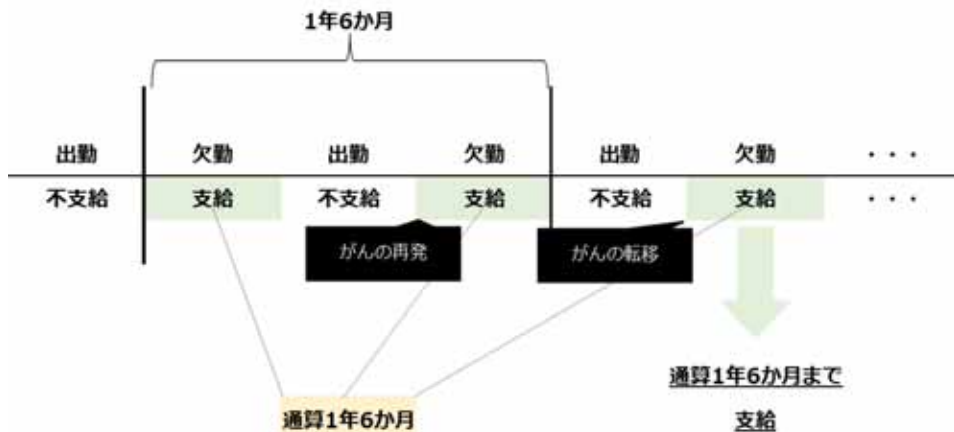
特に、私傷病である疾病について労働者からの申出を受けることが起点となるため、申出をしやすい環境を整備することが重要です。そのためには、事業場内ルール作成と周知、労働者や管理職等に対する研修による意識啓発、相談窓口や情報の取扱方法の明確化などを行うことが大切になります。

2. 傷病手当金の支給期間の改正について

労働者が活用できる支援制度として、病気休業中に被保険者とその家族の生活を保障する健康保険の「傷病手当金」がありますが、がん治療のために入退院を繰り返す場合や、がんが再発した場合などに、柔軟に制度を利用できるように取扱いが変わります。

令和4年1月から「支給期間の1年6か月のうち、出勤に伴い不支給となった期間がある場合、その分の期間を延長して受けられる」ようになります。

■【傷病手当金の新しい支給期間のイメージ】（従来は支給開始日から1年6か月まで支給）



3. 両立支援についての助成金

企業が活用できる支援制度としては、以下の「治療と仕事の両立支援助成金」があります。詳細は独立行政法人労働者健康安全機構のホームページをご確認ください。

助成金名	概要
治療と仕事の両立支援助成金【環境整備コース】	両立支援コーディネーターの配置と、両立支援制度の導入を新たに行った場合に、費用の助成を受けられます。
治療と仕事の両立支援助成金【制度活用コース】	両立支援コーディネーターを活用し、両立支援制度を用いた就業上の措置を、対象労働者に適用した場合に、費用の助成を受けられます。

4. さいごに

本稿でお伝えしたガイドラインのほか、厚生労働省では治療をしながら働く人を応援する情報ポータルサイト「治療と仕事の両立支援ナビ」を開設しています。そのサイト上では、両立支援にまつわる様々な情報のほか、参考となる企業の取り組み事例なども紹介されています。

誰しも疾病に罹患する可能性のあるなかで、両立支援体制の整備は従業員の安心感にもつながります。転ばぬ先の杖として前述の情報なども参考にしながら、導入を検討してみたいはいかがでしょうか。

2. 安全衛生

令和3年版過労死等防止対策白書の公表

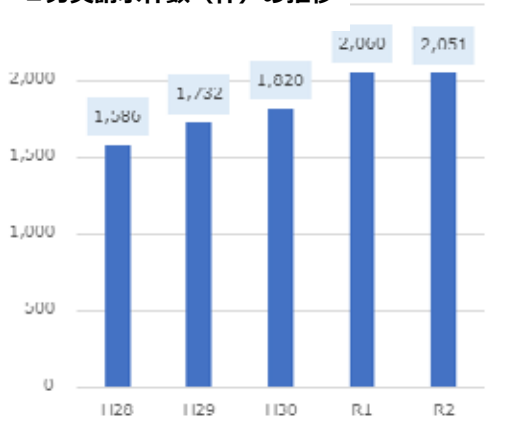
厚生労働省から「令和3年版過労死等防止対策白書（以下、白書）」が公表されました。これは、「業務による過重な負荷」「業務における強い心理的負荷」による死傷病にまつわる現況を取りまとめた年次報告書で、労働時間やメンタルヘルス対策の状況など幅広い内容を網羅したものになっています。本稿では公表された白書のうち、精神障害の労災補償状況とそこから「カスタマーハラスメント」の状況をピックアップして、お伝えします。

1. 精神障害の労災補償状況

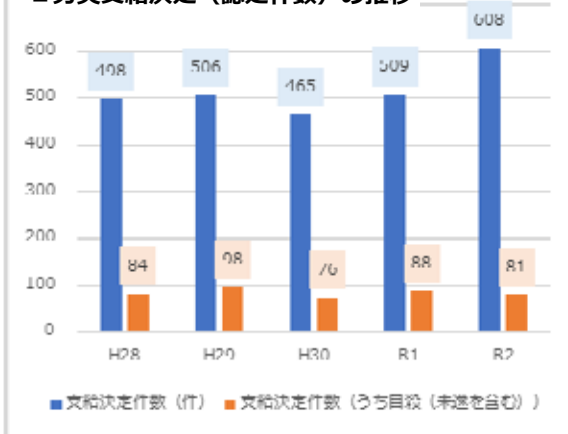
過労死等の労災認定基準は、脳血管疾患・心疾患と精神障害の2つに大別されます。そのうち精神障害の労災補償状況については、請求件数は長期的に増加傾向にあり、令和2年度は微減の2,051件となっています。

一方で、支給決定件数は過去最多の608件となり、うち自殺（未遂含む）件数は81件となっています。

■ 労災請求件数（件）の推移



■ 労災支給決定（認定件数）の推移



（出所）厚生労働省
「過労死等の労災補償状況」

精神障害の発症について、令和2年度の出来事別の労災支給決定（認定）件数は、「上司などから身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた」が99件と最も多くなっています。

長時間労働が含まれる項である「仕事の量・質」に関しては、「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」が58件、「1か月に80時間以上の時間外労働を行った」が31件、「2週間以上にわたって連続勤務を行った」が41件となっており、合計の608件のうち「仕事の量・質」に関する出来事は、全体の約21%を占めています。

2. カスタマーハラスメント

近年話題となっている、顧客から受ける理不尽な要求・クレームなどを指す「カスタマーハラスメント」も、本白書の中で取り上げられています。

前述の精神障害の労災支給決定（認定）件数のなかでは、「顧客や取引先からクレームを受けた」は11件となっています。また「令和2年度労働安全衛生調査」によれば、「仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じる」労働者のうち、その内容が「顧客、取引先等からのクレーム」と答えた労働者の割合は18.9%となっています。このように、カスタマーハラスメントでも、労災認定が行われているという実態には目を向ける必要があります。

来年度から、いわゆるパワハラ防止法が中小企業に

も適用されることとなりますが、その法律が定められた国会の附帯決議として「自社の労働者が取引先、顧客等の第三者から受けたハラスメント及び自社の労働者が取引先に対して行ったハラスメントも雇用管理上の配慮が求められること」（衆議院）との指摘がなされました。今後、各企業においても、カスタマーハラスメントを受けた場合にどのように対応するか、あるいはカスタマーハラスメントを行わないようにどのように管理を行うかが問われるようになるでしょう。

3. おわりに

厚生労働省では、長時間労働の是正に向け、全国に「時間外及び休日労働協定点検指導員」を配置し、労働条件などの相談や助言指導体制を充実させるとしています。また、カスタマーハラスメントへの対策を推進するため、対応事例を含めたカスタマーハラスメント対策企業マニュアルを策定し、広く周知を行うなど具体的な取組支援を行うとしています。

このように、時代の流れに応じてフォーカスされる要因は変わり、それに対して都度対策が立てられていくことでしょう。しかし、企業は業務を行う従業員の健康を守る義務があるという根幹は変わりません。健康を害する要素は企業の業種や組織風土に特有のものです。設備を点検する、従業員アンケートを取る等、継続的に課題を洗い出しながら、対策を立てていくことが望まれます。

Q & A

記事の中でちょっと気になる豆知識をご案内。今回は、1 ページ目の「治療と仕事の両立支援について」に関連する豆知識をお伝えします。



Q. 治療と仕事の両立支援に有効な制度を教えてください。

A. 柔軟な「休暇制度」「勤務制度」の導入は、通院や療養を行いやすくし、また業務等負担を軽減することができます。具体的には以下の制度を参考になさってください。

- ① **【時間単位の年次有給休暇】** 労働基準法に基づく年次有給休暇は、1日単位で与えることが原則であるが、労使協定を結べば、1時間単位で与えることが可能（上限は1年で5日分まで）。
- ② **【傷病休暇・病気休暇】** 事業者が自主的に設ける法定外の休暇であり、入院治療や通院のために、年次有給休暇とは別に休暇を付与するもの。取得条件や取得中の処遇（賃金の支払いの有無等）等は事業場ごとに異なる。
- ③ **【時差出勤制度】** 事業者が自主的に設ける勤務制度であり、始業及び終業の時刻を変更することにより、身体に負担のかかる通勤時間帯を避けて通勤するといった対応が可能となる。
- ④ **【短時間勤務制度】** 事業者が自主的に設ける勤務制度であり、療養中・療養後の負担を軽減すること等を目的として、所定労働時間を短縮する制度（※育児、介護休業法に基づく短時間勤務制度とは別のものとして）。
- ⑤ **【在宅勤務（テレワーク）】** 事業者が自主的に設ける勤務制度であり、パソコンなどの情報通信機器を活用した場所にとらわれない柔軟な働き方。自宅で勤務することにより、通勤による身体への負担を軽減することが可能となる。
- ⑥ **【試し出勤制度】** 事業者が自主的に設ける勤務制度であり、長期間にわたり休業していた労働者に対し、円滑な復職を支援するために、勤務時間や勤務日数を短縮した試し出勤等を行うもの。復職や治療を受けながら就労することに不安を感じている労働者や、受入れに不安を感じている職場の関係者にとって、試し出勤制度があることで不安を解消し、円滑な就労に向けて具体的な準備を行うことが可能となる。

3. 提供

『経営に役立つビジネスレポート』を無料でご提供いたします！

弊所がお届けする“ビジネスレポート”は、経営に役立つ情報が満載です！
 ビジネスにおける経営戦略、企画・営業、広報、人事管理などのマネジメントに
 関連する情報から、法改正やデジタル化の進展といったビジネストレンドに関する
 情報まで、多岐にわたる内容を取り揃えております。
 以下のレポートの中からご興味のあるテーマがございましたら、弊所あてに
 お気軽にご連絡ください。ご希望のレポートを“無料”にてお届けいたします！



今月のおすすめビジネスレポート

レポート番号	タイトル	内容
# 60179 (全 6 ページ)	【業務効率化】手軽に導入できる「電子印鑑」。 その法的効力は？	<ul style="list-style-type: none"> ・電子印鑑に法的効力はない ・電子印鑑・電子署名・電子サインは何が違う？ ・電子印鑑を利用する際はセキュリティーに注意 ・電子印鑑もリアルと同じで使い分けが必要？
# 00607 (全 7 ページ)	Web 面接にも適した「構造化面接」。 準備や実施のコツを解説	<ul style="list-style-type: none"> ・「構造化面接」でミスマッチを防止する ・構造化面接の 4 つのステップ ・想定質問と誘導質問のわな ・質問の構造化 ・STAR 面接の活用方法と面接シーンの実践例
# 00229 (全 5 ページ)	我が社をよく知る「OB・OG 社員」の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・OB・OG 社員の採用は今どきの常識 ・再雇用のポイント ・経営者が心得るべき注意点
# 00608 (全 5 ページ)	定年退職した社員にフリーランスで 手伝ってもらおう際の注意点	<ul style="list-style-type: none"> ・継続雇用と業務委託のハイブリッド ・「創業支援等措置の計画」がカギ ・創業支援等措置の計画を作成・運用する際のポイント
# 00606 (全 6 ページ)	円満に退職したはずの社員が豹変する理由は 行動経済学で説明できる	<ul style="list-style-type: none"> ・人間は合理的じゃない。行動経済学で社員の行動を先読み ・会社に不満がある社員と円満に別れられない ・未払い残業代について会社と社員の主張が食い違う ・パワハラ、未払い残業代…複数の退職トラブルが発生

お気軽にご用命ください

TEL >>> 03-6712-8889

FAX >>> 03-6712-8885

貴社名	〒	ご担当者様	部署・所属
所在地			
E-mail		Tel	
ご希望のレポート番号			

※ご記入いただきました個人情報、ビジネスレポートのご案内およびお届けすることを目的とし、それ以外では利用いたしません。

お困りのことがございましたらお気軽に弊所までご相談ください。

4. コラム

今月もどうぞお楽しみください♪



竹中 幹夫

今年の4月から受講している研修が残り2日間で終わろうとしています。

新型コロナの影響ですべてオンラインでの受講でしたが、9か月も続けていると、この研修自体が生活の一部になっていて、特に多くの研修課題と一緒に取り組んできた仲間と会えなくなることに寂しさを感じています。

この研修を受講したことで感じた、理想の自分と現在の自分とのギャップを埋めることは、まだできておりませんが、そのギャップを縮めるためにも継続して学ぶことが大切だと思っております。

お客様には事務所を不在にすることが多くなり、大変ご迷惑をおかけいたしました。この学びをお客様へのサービス向上に繋げていきたいと思っております。

それでは、良い年末年始を迎えられるよう、くれぐれもお体に気をつけてお過ごしください。



野々山 環

キャリアコンサルタントの資格更新が来年に迫ってきたので、いくつか受けなくてはならない更新講習を計画的に受け始めました。

オンラインとはいえ、1日6時間の受講は結構大変ですが、グループで事例研究やロールプレイングをやっていると、(画面越しの)初対面にもかかわらず、同じ釜の飯を食った、ならぬ、同じ勉強してきた同志感なのでしょうか、心なしかしっくりくるんです。

更新のための義務と思って取り組むか、同志から色んな刺激をもらいながら楽しんで取り組むか、自分は断然後者でやっていきます。

せっかくやるなら元は取らなくちゃ！(←考え方合ってるか…?(-_-;))



佐々木 良

11月に千葉県成田市にあるお客様をソーレ社員2名で訪問し、社内見学をさせて頂きました。自分が担当となつてからずいぶん時間も経過していますが、窓口担当の方々と直接お会いして話すのも初めてであり、直接業務を見るのも初めてでとても貴重な体験となりました！今後のソーレ通信で掲載しますので楽しみにして下さい！



関根 智樹

10月と11月に「コミュニケーション」に関するセミナーをWEBでやりました。みなさんは「アサーション」という言葉をご存じですか？

アサーションは、自分も相手も大事にして、主張はしっかり行うものの、相手は傷つけない、絶妙なコミュニケーション方法です。

私はどちらかという自分第一で、気づくと自己保身に走っていることが多々あります。そのため、仕事でも家庭でも大事なお客様や仲間、そして家族に対し、もっと「イケてる自分」を魅せられるように、日々本を読んだりしながら「アサーション」を含むコミュニケーション技法を学んでいます。いつか皆様にもセミナーを行えるようになりたいな、と思っております。



堀内 和希

先日、紛争解決手続代理業務試験を受けてきました。この試験を合格すると特定社会保険労務士となり労働者や使用者間で生じる紛争のあっせん手続きなどを行うことができます。この試験を受けるために数か月にわたりeラーニング、グループ研修及び弁護士の方とのゼミナールを行ってきました。振り返るとなかなか大変ではありましたが、大変さよりも楽しさの方が大きかったです！合格発表は3月なのでかなり先です。次は何を勉強しようか？



山岡 真太郎

読書の秋も終わりましたが、今回は『THE TEAM 5つの法則』という本を紹介します。本書はチームを精神論や経験則ではなく、理論的かつ体系的な法則で科学的に解き明かしています。その一つに、エンゲージメント（共感創造）の法則というものがあります。人事関連用語では、チームに貢献しようとするモチベーションを他のモチベーションと区別する意味合いもあり、エンゲージメントと呼んでいます。マーケティングにも4Pがあるように、エンゲージメントにも4Pというものがあります。それは、Philosophy（理念・方針）、Profession（活動・成長）、People（人材・風土）、Privilege（待遇・特権）の4つです。チームの資源は有限ですので、メンバーが求めるものに無制限に応えていくことは難しいでしょう。チームとしてのエンゲージメントの総量を高めるために、4Pのどれでエンゲージメントを高めるのか、つまり、どんなことに応えて、どんなことには応えないかということを確認することが重要です。この4つは、金銭報酬としてのPrivilegeと、感情報酬としてのPhilosophy、Profession、Peopleに分けられます。時代の流れとして、今は目に見えない感情報酬の影響力が高まっています。多くの方が仕事に対して、物質的な豊かさだけでなく精神的な豊かさを求めるようになりました。

さて、皆さんの会社は、これからどのエンゲージメントを高めていきますか？



石村 賢治

年の瀬が近づいてきました。何かとあわただしいですが、皆様いかがお過ごしでしょうか。先日、山手線田端駅にて用事を済ませた後、家族で駅周辺を散歩してきました。個人的にめったに訪れることがなかった田端駅。最後に降りたのが10年以上前だったように記憶しています。久しぶりに降りた田端は、実は鉄道ファンなら一度は訪れたい場所と言われており、山手線唯一の踏切や新幹線の車庫など様々な鉄道スポットあることから「鉄道の聖地」とまで呼ばれているそうです。確かに駅前には電車の部品などが飾られていました。以前、割と近くに10年以上住んでいたにもかかわらず全然知らなかったです。身近な場所にもまだまだ知らないことがありますね。日を改めてじっくりと散歩して鉄道スポットを見てみたいと思いました。



舟越 絃子

私事で恐縮ですが、先月28日が誕生日でした。

11月28日はなんの日だろうかというちょっとした好奇心で調べてみると「太平洋記念日」が出てきました。

1520年11月28日に、ポルトガルの探検家マゼランが世界一周の大航海中、南米大陸南端の海峡（これが後の「マゼラン海峡」と命名されます）を通過して大海に出ました。天候が良く平和な日が続いたため、この大海を「Pacific Ocean（平和な大洋）」と名付けることになったようで、そして漢字も「太平洋」とされたとのことです。

子どもから最近、太平洋はなぜその名前が付いているのかと質問されたのですが、その時には答えられませんでした。今は自信をもって答えられるようになったため、好奇心で調べものをすると役立つ情報を得られるなと思った出来事でした。



大谷 裕美

街中のイルミネーションが綺麗でクリスマスの季節となりました。

先日、家族と友人とで芦ノ湖にキャンプに行ってきました。

キャンプといっても、テントではなくログハウスで施設設備が全て揃っているのでとても暖かく快適に過ごせました。夜は空気がきれいなので空一面の星に感動しました。寒さは東京とは違ってぐっと冷えます。そんな中、主人の友人が電熱ベストというバッテリー付きヒーターベストを着ていました。すごく暖かいらしくおすすめとの事。バッテリー付きで2,980円と高くないので購入しようと思います☆

クリスマス、年末年始とよいお年をお過ごしください。



樋田 美奈子

やっと冬らしくなってきましたね。皆さま、いかがお過ごしでしょうか。

先日、「バンクシー展」に行ってみりました。

皆さん、バンクシーをご存知でしょうか。バンクシーは、英国を拠点に活動する匿名のアーティスト（路上芸術家）、政治活動家、映画監督で、彼の政治および社会批評の作品は、世界各地のストリート、壁、都市の橋梁に残されています。社会問題に根ざした批評的な作品を手がけるアーティストで、彼の作風は、ステンシルアート（英語版）と呼ばれる、型紙を用いて、ペイントする方法で描かれ、わずか5分足らずで、壁などに描いてしまうので、未だに彼がペイントしている姿を見た事がないと言われています。そんな彼の作品は、オークションにかけられ、数億円という値段がつけられています。私はあまり芸術には詳しくないですが、彼の作風は時代を感じさせないポップな感じと強いメッセージが感じられます。アートに触れると自分の感性が磨かれるようで、入場する迄1時間ぐらしかかりましたが、とても心地の良い時間を過ごしました。



大谷 雄二

仕事もプライベートも忙しかったために10日間、全く運動をしなかったら3キロほど体重が増えました。

これはマズイと思ってジョギングをしたところ、走って3分で膝を痛め泣く泣く帰宅しました。

運動不足プラス3キロ増量でいきなり走り始めるのは膝に負担がかかるとわかったので、2週間リハビリをしてやっと20分走れるようになりました。

ダイエットの前にリハビリが必要とは我ながら情けないです。

運動しないでいると体力が落ちるスピードは年々速くなり、運動しても体力が戻るスピードは年々遅くなるのを実感しました。

日々の運動を欠かさないことが大切な年頃なのですね。